

第四項、第五項承認ス
第四條 承認（但レ相當研究ノ上）
第一項第三項承認

第五條 承認

第六條第七條承認ス

ニテ記覽書三通ヲ作成シ之ヲ遵守スルコト

内容大畧

(1) 十一名ノ解雇者中七名ヲ復職就業セシム

解雇者佐藤岩隆、石屋勘一、伊藤利喜藏、矢野國雄四名ハ依賴辭職ノ形式トシテ

(2) 解雇者ハ今後会社トハ完全ニ無ニシトナシ

(3) 解雇者ニ對シテハ年未慰勞ノ意味ニ於テ日給ノ二十五日分並ニ会社支給ノボケ

ツトマネートレテノ形式ヲ以テ金一封（各日給ノ四十五日分）ヲ送ルコト

(4) 罷業者ハ直ケニ就業スルコト

(5) 従業員等ハ今回ノ紛議ニ関シ遺憾ノ意ヲ表スルコト

以上

12.21
12.22



勞秘第一七五九號

昭和三年十二月二十六日

警視總監 宮田光雄

内務大臣 望月圭介 殿

社會局長 官 殿

京都大阪千葉埼玉

各府縣知事 殿

淺草合同運送株式會社ノ勞働爭議ニ関スル件
(發生—解決)

要旨……七項要求書ヲ提出シテ答レラレタル人共五十三名罷業シタルモ協定ノ結果大
部分ヲ承認シテ圓滿解決ス

353